

○茨城県立医療大学動物実験委員会規程

平成19年3月20日

医療大訓第3号

改正 平成25年12月18日

改正 平成28年1月27日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学における動物実験等を適正に行うため、学長の諮問に基づき設置する動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する専任教員 1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する専任教員 1名
- (3) 学識経験を有する専任教員 1名
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号から第3号及び第5号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第1号から第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」(以下「基本指針」という)等関係法令及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること

(6) その他動物実験等の適正な実施のために必要事項に関すること

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、審議事項の説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

4 委員は、自己の動物実験計画に係る審査には関与することができない。

5 委員は、動物実験計画に関して知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。

(部会)

第7条 委員会は、審議を適切に行うため、必要があると認めるときは部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局教務課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。